●1　設置場所

規則第 12 条第 1 項第 4 号の規定によるほか、非常電源の設置場所は、建築物の屋上等の水没のおそれの少ない場所に設置すること。 ☆

●2　不燃専用室等

(1) 不燃専用室とは、不燃材料でつくられた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、梁及び屋根をいう。）で防火的に区画され、かつ、開口部に防火戸を設けた非常電源の種別ごとの専用の室をいう。

(2) 防火上有効な壁とは、不燃材料で造られた壁で、風圧力及び地震等により容易に倒壊又は破損しない構造のものをいう。

(3) 不燃材料で区画された機械室等とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、梁及び屋根をいう。）で防火的に区画された機械室、電気室、ポンプ室等の機械設備室（ボイラー設備等の火気使用設備と共用する室及び可燃性の物質が多量にある室は除く。）で開口部に防火戸を設けてある室をいう。

(4) 非常電源の専用区画等とは、不燃専用室、キュービクル式の外箱及び低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤並びにその他による区画をいう

●3　専用受電設備

非常電源専用受電設備は、キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和 50 年消防庁告示第 7 号）、配電盤及び分電盤の基準（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）によるほか、次によること。

(1) 規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ニ) (1)に規定する場所に設置する高圧又は特別高圧で受電するキュービクル式のものは､原則として認定品を設置すること。

(2) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備は、次のいずれかによること。

ア　不燃専用室に設置すること。 ★

イ　キュービクル式のものにあっては、不燃専用室、不燃区画機械室又は屋外若しくは耐火建築物の屋上に設置すること。 ☆

ウ　屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置するものにあっては、隣接する建築物又は工作物並びに当該設備が設置された建築物等の開口部から 3m以上の距離を有して設置すること。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物等の開口部に、150φ以上の換気口等にはＦＤ、窓などの開口部及び出入口（常時出入りする部分に設けるものにあっては、自動閉鎖装置等により常時閉鎖となること。親子扉の場合には順位調整器を設けること。）には防火設備又は特定防火設備である防火戸が設けてある場合は、この限りでない。（次図参照） ☆

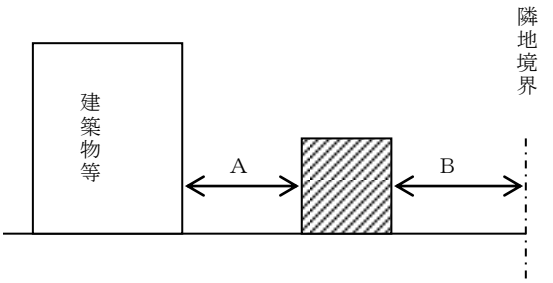

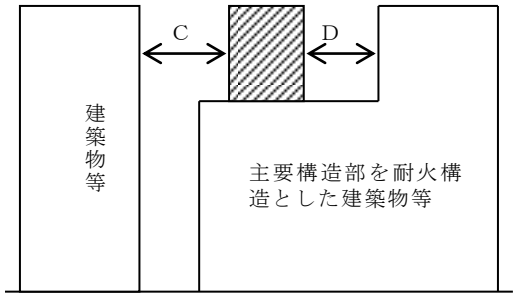

A、C、D：3m以上
B：道路、河川及び公共の公園等並びに非常電源専用受電設備から 3mの範囲を有効に不燃材で遮へいしたものを除き 3m　★

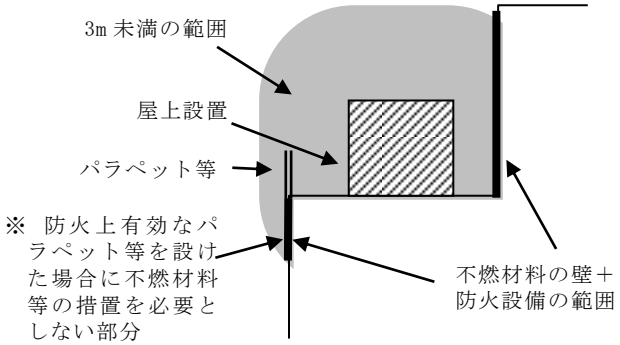

3m 未満の範囲は上下方向にも及ぶものであるが、設置階の屋上部分に高さ 110cm 以上で耐火構造のパラペット、手摺壁を設けた場合は下階の部分については、その限りでない。

非常電源専用受電設備

(3) 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤、分電盤（以下「配電盤等」という。）の設置場所は次表によるものとし、原則として認定品とすること。（※は、前記(2)第 1 図参照）

設置場所	非常用配電盤等の種類
不燃専用室	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等 その他の配電盤等
屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から 3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。）※	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等 その他の配電盤等
不燃材料で区画された変電設備室､機械室等及びその他これに類する室（火災の発生するおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等
上記以外の場所　※	第 1 種配電盤等

★

(4) 開閉器には消防用設備等の名称を赤色で表示すること。
(5) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備（キュービクル式を除く。）の機器及び配線は、非常電源回路に直接関係のない機器及び配線と容易に識別できるように隔離又は不燃材料の隔壁で遮へいすること。 ☆
(6) 引込線取付点（電気事業者用の貸室等がある場合は、当該室等の引出口）から非常電源の専用区画等までの回路を耐火配線とすること。★　ただし、次のいずれかによる場合は、この限りでない。
ア　地中埋設 ☆
イ　別棟、屋外、屋上又は屋内側の開口部からの火炎を受けるおそれが少ない場所 ☆
ウ　不燃材料で区画されたボイラー等の火気使用設備のない電気室、機械室等 ☆
(7) 引込回路に設ける電力量計、開閉器、その他これらに類するものは、前号イ、ウ、その他これらと同等以上の耐熱効果のある場所に設けること。ただし、(3)の配電盤等に準じた箱に収納した場合は、この限りでない。 ☆
(8) 次表の保有距離を確保すること。 ☆

<table>
<tr><th colspan="2">保有距離
確保部分</th><th colspan="4">保有距離</th></tr>
<tr><td rowspan="3">配電盤等</td><td>操作面</td><td colspan="4">1m以上
ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上</td></tr>
<tr><td>点検面</td><td colspan="4">0.6m以上
ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>換気口を有する面</td><td colspan="4">0.2m以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変圧器・コンデンサ</td><td>点検面</td><td colspan="4">0.6m以上
ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>その他の面</td><td colspan="4">0.1m以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">キュービクル式の周囲</td><td>操作面</td><td rowspan="3">屋内に設ける場合</td><td>1.0m以上</td><td rowspan="3">屋外に設ける場合</td><td rowspan="3">1m以上
ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物の開口部に防火設備を設けてある場合は、屋内に設ける場合に準じることができる。</td></tr>
<tr><td>点検面</td><td>0.6m以上</td></tr>
<tr><td>換気口を有する面</td><td>0.2m以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">キュービクル式とこれ以外の変電設備、発電設備及び蓄電池設備間</td><td colspan="4">1m以上</td></tr>
</table>

●4　自家発電設備

自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)によるほか、自家発電設備は、次によること。
(1) 原則として認定品を設置すること。
(2) 設置場所は、次によること。
ア　不燃専用室に設置すること。 ☆
イ　キュービクル式のものにあっては、不燃専用室、不燃区画機械室又は屋外若しくは建築物の屋上に設置すること。 ☆
ウ　前記(1)以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置するものにあっては、隣接する建築物又は工作物並びに当該設備が設置された建築物等の開口部から3m以上の距離を有して設置すること。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物等の開口部に、150φ以上の換気口等にはＦＤ、窓などの開口部及び出入口（常時出入りする部分に設けるものにあっては、自動閉鎖装置等により常時閉鎖となること。親子扉の場合には順位調整器を設けること。）には防火設備又は特定防火設備である防火戸が設けてある場合は、この限りでない。 ☆
(3) 原動機への給気は、他の部屋及び建築物等の火災により遮断されないものであること。
(4) 原動機への給気を電動機の機械給気による場合は、当該電動機の電源も自家発電設備から供給する等、商用電源が停電しても給気できる措置をとること。
(5) 自家発電設備の容量は、次によること。
ア　自家発電設備に係る負荷全てに所定の時間供給できる容量であること。ただし、同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対して非常電源を共用し、一つの自家発電設備から電力を供給する場合で、防火対象物ごとに当該消防用設備等が独立して使用されるものは、その防火対象物のうち最大となる容量がある場合は、この限りでない。 ☆
イ　自家発電設備は、全負荷同時起動できるものであること。ただし、全ての消防用設備等に40秒以内に電力を供給でき、且つ、逐次5秒以内に順次電力を供給できる場合は、この限りでない。 ☆
(6) ガスを燃料とする原動機による自家発電設備（以下「ガス発電設備」という。）は、次によること。
ア　ガス事業法第2条第9項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機による自家発電設備で、当該ガス事業者からの供給系統について社団法人日本内燃力発電設備協会の「ガス専焼発電設備を設置する場合における主燃料の安定供給の確保に係る評価委員会」の評価により安定供給の認定を受けた場合は、予備燃料を設置しないことができる。
　なお、この場合の評価の対象は防火対象物ごとであり、ガス製造設備出口バルブから対象発電機の区分バルブまでであること。 ☆
イ　ガス供給配管系統をガス発電設備以外の他の火気使用設備等と共有する場合は、他の火気使用設備によりガス発電設備に支障が生じない措置を講じること。 ★
ウ　ガス発電設備、その他の火気使用設備へのガスを供給する配管には緊急ガス遮断装置を設け、それらは防災センター等から遠隔で操作できるようにすること。そのうちガス発電設備に設けるものは専用とすること。 ☆
エ　ガス発電設備を設置されている部分には、ガス漏れ警報設備を設置すること。 ☆
オ　ガス漏れ警報設備の検知器は、ガス発電設備が設置されている部屋、ガス発電設備のシュラウド内、ガス供給管の外壁貫通部及び非溶接接合部付近に設け、その作動が防災センター等で確認できること。 ☆
(7) 自家発電設備の保有距離は、次表によること。 ★

<table>
<tr><th colspan="2">保有距離確保部分</th><th>保有距離</th></tr>
<tr><td rowspan="2">発電機・原動機本体</td><td>相互間</td><td>1m以上</td></tr>
<tr><td>周囲</td><td>0.6m以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">操作盤</td><td>操作面</td><td>1.0m以上
ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上</td></tr>
<tr><td>点検面</td><td>0.6m以上
ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>換気口を有する面</td><td>0.2m以上</td></tr>
</table>

燃料タンクと原動機の間（燃料一体型のキュービクル式を除く。）	燃料、潤滑油、冷却水等を予熱する方式の原動機	2m以上 ただし、不燃材料で有効に遮へいした場合は、0.6m以上
	その他のもの	0.6m以上

●5　蓄電池設備

蓄電池設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 2 号）によるほか、蓄電池設備は、次によること。ただし、消防用設備に内蔵するものは除く。

(1) 原則として認定品を設置すること。

(2) 設置場所は、次によること。

ア　不燃専用室に設置すること。 ☆

イ　キュービクル式のものにあっては、不燃専用室、不燃区画機械室又は屋外若しくは建築物の屋上に設置すること。 ☆

ウ　前記(1)以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置するものにあっては、隣接する建築物又は工作物並びに当該設備が設置された建築物等の開口部から 3m以上の距離を有して設置すること。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物等の開口部に、150φ以上の換気口等にはＦＤ、窓などの開口部及び出入口（常時出入りする部分に設けるものにあっては、自動閉鎖装置等により常時閉鎖となること。親子扉の場合には順位調整器を設けること。）には防火設備又は特定防火設備である防火戸が設けてある場合は、この限りでない。 ☆

(3)　充電装置を蓄電池室内に設置する場合は、鋼製の箱に収容すること。 ★

(4)　充電電源の配線は、配電盤又は分電盤からの専用回路とし、開閉器には、その旨の表示をすること。 ★

(5) 蓄電池設備の保有距離は、次表によること。 ☆

保有距離確保部分		保有距離
充電装置	操作面	1m以上
	点検面	0.6m以上
	換気口を有する面	0.2m以上
蓄電池	点検面	0.6m以上
	列の相互間	0.6m以上 架台等に設ける場合で、蓄電池の上端の高さが床面から 1.6mを超えるものにあっては、1.0m以上
	その他の面	0.1m以上 ただし、電槽相互間は除く。

●6　燃料電池設備

燃料電池設備の基準(平成 18 年消防庁告示第 8 号、以下「燃料電池告示」という。）によるほか、燃料電池設備は、次によること。ただし、消防用設備に内蔵するものは除く。

(1) 原則として認定品を設置すること。

(2) 設置場所は、次によること。

ア　不燃専用室に設置すること。 ☆

イ　キュービクル式のものにあっては、不燃専用室、不燃区画機械室又は屋外若しくは建築物の屋上に設置すること。 ☆

ウ　前記(1)以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置すること。 ★

(3) 燃料電池告示第 2 第 7 号ロのガス事業者により供給されるガス（必要ガス量を常時貯蔵している場合は除く。）を燃料とする場合は、前記●自家発電設備(6)ア及びイによること。 ☆

(4) 燃料電池設備の保有距離は、次表によること。 ★

保有距離確保部分		保有距離
燃料電池・改質装置収納箱	操作面	1m以上
	点検面	0.6m以上
	換気口を有する面	0.2m以上
燃料貯蔵容器（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条の規定による高圧ガスを用いるものに限る。）	高圧ガス保安法の規定による距離	

●7　容量

非常電源の容量は、当該消防用設備等の規定によるほか次によること。

(1) 消防用設備等に係る負荷全てに所定の時間供給できる容量であること。ただし、同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対して非常電源を共用し、一つの非常電源から電力を供給する場合で、防火対象物ごとに当該消防用設備等が独立して使用されるものは、その防火対象物のうち最大となるものに供給できる容量があることで足りるものであること。 ☆

(2) 消防用設備等の使用時のみ一般負荷を遮断する方式で、次に適合するものは、当該一般負荷の容量は除くことができる。

ア　非常電源を供給される消防用設備等の加圧送水装置及び排煙機の起動時に一般負荷を遮断するもの。 ☆

イ　前アの一般負荷遮断方式は、自動とし、復旧は手動とすること。 ☆

ウ　一般負荷を遮断する操作回路等の配線は、耐火又は耐熱配線とすること。 ☆

エ　一般負荷を遮断する機器等は、発電機室、不燃区画機械室等の容易に点検できる場所に設置し、当該機器には、その旨の表示を付すること。 ☆

(3) 移動式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備並びにパッケージ型消火設備の表示灯の電源を自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備から供給する場合は、その表示灯を 20 分以上点灯することができる容量以上とすること。